

## 池田町創業支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、町内で新たに創業を目指す者に対し、創業に必要な初動期の経費の一部を補助することに関して、町費補助金交付規則（平成10年池田町規則第16号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 年度内に事業を開始予定又は事業の開始から1年未満のものをいう。ただし、この要綱の施行後のものに限る。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者は、池田町商工会に加入又は加入予定者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 創業して町内に事業所を設置しようとする者又は設置した者
- (2) 経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）の推薦を受けた者
- (3) 町内に住所を有する者又は事業完了後に町内に住所を移す者
- (4) 3年以上継続して営業できる者
- (5) 営業に必要な許可等が取得されている者又はその取得が確実である者
- (6) 町税等滞納していない者
- (7) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (8) 風俗営業等の規定及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業ではない者

### (補助対象経費等)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国及び県等から別に同種の補助金等を受けて実施する事業は、補助対象事業からその補助金等の額を除くものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、池田町創業支援事業補助金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 創業計画書
- (2) 宣誓書

- (3) 認定支援機関の推薦状
- (4) 事業内容の内訳及び見積書等
- (5) 工事に係る工事請負契約書等又は見積書の写し（店舗新設、改修をする場合に限る。）
- (6) 補助対象経費の工事計画が記載された平面図及び立面図（店舗新設、改修をする場合に限る。）
- (7) 工事に着手する前の当該工事個所の写真（店舗新設、改修をする場合に限る。）
- (8) 家賃に関する賃貸借契約書の写し（該当する場合に限る。）
- (9) 池田町商工会加入（予定）証明書
- (10) 町税等の納税証明書
- (11) 個人営業の開業・廃業等届出書（個人事業主に限る。）
- (12) その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、予算の範囲内で補助金の交付の可否について決定し、池田町創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた補助金申請者は、事業計画を変更し、又は事業を廃止するときは池田町創業支援事業補助金事業計画変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、速やかに審査し、その結果を池田町創業支援事業補助金事業計画変更承認通知書（様式第4号）により、補助金申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第8条 補助金の交付決定を受けた補助金申請者は、事業が完了後14日以内もしくは、3月31日までに池田町創業支援事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事箇所等の写真
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類（領収書の写し、又は支払いの確認ができる書類）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、池田町創業支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号以下「確定通知書」という。）により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第 10 条 補助金申請者は、確定通知書に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、池田町創業支援事業補助金交付金請求書（様式第 7 号）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 町長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(経営状況の報告)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、事業を開始した日から 3 か年度分、会計年度毎にその経営状況について、池田町創業支援事業補助金経営状況報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 経営状況を証明する書類（試算表、決算書等）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、補助金申請者が補助金の交付を受けた後において、偽りその他重大な過失が判明したときは、補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第 14 条

この要綱に定める者のほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助対象の事業の区分 | 補助対象経費  | 補助率   | 補助限度額      | 補助要件                                |
|------------|---|-------|------------|-------------------------------------|
| 創業支援事業     | 店舗新設・改修に伴う工事請負費及び改修費ただし、用地取得費、造成費、建築手続費、及び店舗併用住宅の居住部分を除く。 | 10分の2 | 200,000円   | 総額が1件20万円以上のものに限る                   |
|            | 創業の手続きの際に必要な登記料、行政書士等に支払う経費、広告宣伝費、備品購入費等                  | 2分の1  | 300,000円   |                                     |
| 家賃補助事業     | 建物及び来客用駐車場の賃借料ただし、賃借に係る敷金、礼金、保証金及び仲介手数料及び店舗併設住宅の移住部分を除く。  | 2分の1  | 月額 50,000円 | 補助期間は、1店舗につき最大12月とする。始期は、開店の月からとする。 |

※算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。